

平成30年度第6回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 平成30年9月10日（月）
2. 招集の場所 長洲町役場 3階（中会議室）
3. 開 会 平成30年9月10日 午前10時00分
4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長	1番	濱北 圭右			
会長職務代理者	2番	増岡 美知子			
委員	3番	土山 秋吉	4番	中嶋 英徳	5番 松野 智子
	6番	濱崎 伸二	7番	嶋田 正忠	8番 大淵 一弘
	9番	島川 俊昭	10番	石井 博俊	
5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域	中村 建治	楠田 源志	池上 春男
六栄区域	池上 章	徳永 章	城戸 政治
長洲・清里区域	坂井 隆浩	磯川 伸哉	
6. 欠席農業委員は次のとおりである。

なし
7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

なし
8. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局 局長	吉田 泰滋
農業委員会事務局 書記	木原 弘智
9. 提 出 議 案

報告第11号	農地法第18条第6項の規定による合意解約届について
報告第12号	許可不要転用届について
議案第17号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第18号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第19号	農用地利用集積計画（案）の決定について
議案第20号	長洲町農業振興地域促進協議会委員の推薦について
	その他

事務局 それでは、始めたいと思います。起立。礼。着席。
それでは、ただいまから平成30年度第6回長洲町農業委員会定例会
を開会いたします。

濱北会長 初めに、濱北会長より御挨拶をお願いいたします。
皆さん、改めまして、おはようございます。昨日ぐらいからですか
ね、朝晩、ほんとうに秋らしくなったような気がいたします。まだ、
昼間は暑さが9月いっぱいぐらいまではあるのかなという気がいたし
ますが、しかし、秋ももう目の前に来ておりますので、もうしばらく
御辛抱願いたいと思います。

それから、7月、8月、9月は大きな事故がいろいろありました。
7月は豪雨、それから8月は台風21号、四国から関西にかけての大き
な台風が来まして被害を与えております。それから9月に入って、9
月6日は北海道の震度7の地震がありまして、それもまた大きな被害
でございました。

もうしばらくは暑さが続きますが、それから台風ももう22号までで
きましたけど、あとはできるかできんかはわかりませんが、まだま
だ油断はできないと思います。

今日は第6回の定例会でございます。どうぞよろしく願いします。
終わります。

事務局 それでは、定数の報告からさせていただきます。本日、出席委員は
10名中10名、全員御出席でございます。定足数に達しておりますので、
総会は成立することを御報告いたします。

それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定に基づき、会長
は会議の議長となりますので、以降の議事進行は濱北会長をお願いい
たします。

濱北会長 これより議事に入ります。
本日の提出議案は、報告第11号「農地法第18条第6項の規定による
合意解約届について」、報告第12号「許可不要転用届について」、議案
第17号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第
18号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第19
号「農用地利用集積計画（案）の決定について」、議案第20号「長洲町
農業振興地域促進協議会委員の推薦について」を議題といたします。

まず、長洲町農業委員会会議規則第15条第2項の規定に基づき、本
日の議事録署名委員は、8番大淵委員、9番島川委員をお願いをいた
します。

それでは、議事に入ります。1ページです。
報告第11号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」
を議題といたします。事務局より説明をしてください。

事務局 それでは、報告第11号、農地法第18条第6項の規定による合意解約
届がありましたので、次のとおり報告をします。議案書の1ページ、

	<p>受付番号39番から41番になります。</p> <p>申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については、議案書に記載のとおりでございます。</p> <p>申請理由につきましても議案書の記載のとおり合意解約というふうになっています。</p> <p>簡単ではございますが、以上で報告第11号の説明を終わらせていただきます。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。</p> <p>－ありません の声有－</p>
濱北会長	<p>なければ、承認したと認め、報告第11号はこれで終わります。次に進みます。3ページです。</p> <p>報告第12号「許可不要転用届について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、報告第12号、許可不要転用届がありましたので、次のとおり報告いたします。</p> <p>受付番号は4番になります。</p> <p>申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については、議案書に記載のとおりでございます。</p> <p>申請理由につきましては、認定電気通信事業者が有線電線通信のための線路、空中線系（その支持物を含む）、もしくは中継施設、またはこれらの施設を設置するために必要な道路に、もしくは索道の敷地に供するため第1号の権利を取得する場合、許可不要ということになってございます。</p> <p>許可不要届提出前に、認定電気通信事業者は事前に県に対して事業計画の説明を行い、事業内容について農業委員会に意見照会があります。その結果、事業計画に支障がないと認められましたので、許可不要届の提出ということになっています。</p> <p>申請地につきましては、4ページに字図等を載せております。古城住宅地の南側になります。また、説明資料の1ページに大まかですが、設置予定地の現況写真等を載せておりますので、御参考にごらんください。</p> <p>以上で報告第12号の説明を終わらせていただきます。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。ただいま事務局より説明がございました。この件について何か質問等はございますか。</p> <p>－ありません の声有－</p>
濱北会長	<p>なければ、承認したと認めてよろしゅうございますか。ありがとうございました。これで12号は終わります。次に進みます。6ページです。</p> <p>議案第17号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」</p>

事務局

を議題といたします。事務局より説明をしてください。

議案第17号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、次のとおり提出いたします。

受付番号3番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については、議案書に記載のとおりでございます。

申請地は8ページをお開きください。町営住宅新山団地の北東側になります。

申請内容、許可基準等について御説明をいたします。説明資料の3ページをあわせてごらんください。

申請理由につきましては、譲渡人は、労力不足のうえ、高齢で遠隔地に住んでいるため、譲受人は経営拡大のため、売買による所有権移転ということになってございます。

全部効率利用要件につきましては、申請人は、現在、経営面積3,504㎡、農作業歴50年の経験があり、家族5人で作業を行っております。申請地に水稻を作付するということで、今後も全ての農地を利用することとございます。

機械の所有状況でございますが、トラクター2台、耕耘機1台、動力噴霧器3台、軽トラック1台を所有されておられます。その他、田植え機は借用されておられ、稲刈りは委託ということとございます。

通作距離につきましては、自宅から車で10分から15分程度ということとございます。

地域との調和要件、役割分担につきましては、水稻の作付を計画しており、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはない。また、農薬の使用方法については、地域の防除基準に従うということとあります。地域で定期的に行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力して、用水路等の管理に努めるとのこととございます。

取得後の下限面積要件につきましては、取得後は5,223㎡であり、下限面積5,000㎡を超えていることから問題ないと考えられます。

以上、受付番号3番の説明を終わらせていただきます。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がございました。補足説明を農業委員6番の濱崎委員にお願いをいたします。

濱崎委員

6番、濱崎です。

場所は、長洲中学校の北側のところになります。現況写真のとおり、稲を栽培しており、何の問題もないと思います。

以上になります。

濱北会長

ありがとうございました。

磯川推進委員

続きまして、担当推進委員の磯川委員に御意見をお伺いいたします。推進委員の磯川です。

今、濱崎委員が言われたとおりで、問題はないと思います。審議の

濱北会長 ほど、よろしく申し上げます。

濱北会長 ありがとうございます。事務局と担当委員、担当推進委員の説明がありました。この件について何か質問等はございますか。

濱北会長 —ありません— の声有—

濱北会長 ありがとうございます。それでは、受付番号3番について、農業委員の賛成の方の挙手をお願いいたします。

濱北会長 —賛成者挙手—

濱北会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、受付番号3番については原案どおり決定をいたします。

事務局 次に進みます。10ページです。

事務局 議案第18号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局 議案第18号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、次のとおり提出をいたします。

事務局 まず、受付番号11番でございます。

事務局 申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については、議案書に記載のとおりでございます。

事務局 申請地につきましては、12ページをごらんください。赤崎公民館の東側になります。

事務局 許可基準等について御説明をいたします。説明資料の5ページをあわせてごらんください。

事務局 今回の申請につきましては、既に事業が完了しておりますので、追認案件ということでございます。なお、農地転用の許可を受けずに建築していることに対しての始末書が添付をされております。

事務局 申請理由につきましては、車庫兼倉庫の建築で、昭和49年に住宅を建築し、その後に住宅内が手狭になり、車庫兼倉庫を20年前に建築してしまい、農地転用を行っていなかったため、今回申請するものということでございます。

事務局 申請地の農地区分につきましては、第一種、第三種ともに該当せず、広がりもなく農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第二種農地と判断しており、申請地のほか、適当な代替地がない場合には、原則として許可できることとなります。

事務局 資力及び信用力、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、既に事業が完了しておりますので、該当するという形になります。

事務局 既存宅地面積403㎡から、道路中心後退用として11.8㎡は使用できないため、391.2㎡と申請地107㎡を合わせた498.2㎡であり、非農家住宅基準面積500㎡を下回ったため、適当と判断をいたしております。

事務局 転用行為の妨げとなる権利を有する者につきましてはおられません。

事務局 周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、既に車庫兼

	<p>倉庫が建設されており、これまで周辺に迷惑はかけていないということでございます。</p> <p>その他、給水や雑排水はなく、雨水は敷地内浸透とのことでございます。</p> <p>以上、受付番号11番の説明を終わらせていただきます。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。事務局より説明がありました。補足説明を農業委員2番の増岡委員にお願いいたします。</p>
増岡委員	<p>2番、増岡でございます。</p> <p>12ページをあけてください。赤崎公民館より中に入っていくところで、ちょっと狭いところではございますが、先ほど説明がありましたように、既存されておりますし、何ら問題はないかと思えます。</p>
濱北会長	<p>御審議のほど、お願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、担当推進委員の池上章委員に御意見を伺いいたします。</p>
池上(章)推進委員	<p>池上です。</p> <p>先日、調査にまいりましたけれども、資料にあるみたいに、20年も前から建っている建物であります。こちらのほうは、前にずっと住宅がありますけれども、ほとんど畑みたいな感じで、ここに建ったからと言って、別に車の妨げになるわけでもないし、ほかに迷惑をかけるような敷地ではないと思われまますので、皆様の審査をよろしくお願ひします。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。事務局と担当委員、担当推進委員の説明がありました。この件について何か質問等はございますか。</p>
濱北会長	<p>—ありません— の声有—</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。なければ、農業委員の方の賛成の挙手をお願いいたします。</p>
濱北会長	<p>—賛成者挙手—</p> <p>全員賛成ですので、受付番号11番は原案どおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>次に進みます。</p> <p>受付番号12番です。事務局、説明してください。</p> <p>受付番号12番です。議案書10ページの中段になります。</p> <p>申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については、議案書に記載のとおりです。</p> <p>申請地につきましては、14ページをごらんください。J Aたまな長洲供給センターの南西側になります。</p> <p>許可基準等について御説明をいたします。説明資料の7ページをあわせてごらんください。</p> <p>申請理由につきましては、個人住宅建設による使用貸借権の設定と</p>

いうこととございます。

申請地の農地区分につきましては、第一種、第三種ともに該当せず、広がりもなく農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第二種農地と判断しており、申請地のほかに適当な代替地がない場合には、原則として許可できることとなります。

資力につきましては、金融機関から住宅ローン仮審査終了のお知らせによる借入金額が事業費を超過しているため、適当を判断しております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、平成30年10月20日着工予定、平成31年7月31日完成予定ということで適当と判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、個人住宅建設によるものであり、非農家住宅基準面積500㎡を下回るため、適当と判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、工事をする際には、近隣所有者に迷惑をかけないようにするというものであり、転用による周辺地への被害はないということとございます。

その他、給水は町上水道、生活雑排水及び汚水については町下水道へ、雨水については雨水ますにより側溝へ放流とのこととございます。

以上、受付番号12番の説明を終わらせていただきます。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました。補足説明を農業委員8番、大淵委員、お願いいたします。

大淵委員

8番の大淵です。

道路に面しており、別に周りの方に迷惑をかけるような場所じゃありませんでした。ということで、皆さんに審議していただいたらと思っております。よろしく申し上げます。

濱北会長

ありがとうございました。

続きまして、担当推進委員の徳永推進委員に御意見をお伺いします。

徳永推進委員

先日、現地確認いたしましたして、上下水道も通っており、隣には宅地が建っており、何ら問題ないと考えます。よろしく申し上げます。

濱北会長

ありがとうございました。事務局と担当委員、担当推進委員の説明がありましたけど、この件について何か質問等はございますか。

—ありません— の声有—

濱北会長

ありがとうございます。なければ、賛成の農業委員の挙手をお願いいたします。

—賛成者挙手—

濱北会長

ありがとうございます。全員賛成ですので、受付番号12番は原案どおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に進みます。

事務局

受付番号13番です。事務局、説明をしてください。

受付番号13番です。議案書10ページの一番下の段になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、16ページをごらんください。長洲町役場の南西側になります。

許可基準等につきまして御説明をいたします。説明資料の9ページをごらんください。

今回の申請につきましては、既に事業が完了しておりますので、追認案件となります。なお、農地転用の許可を受けずに建設していることに対しての始末書が添付をされております。

申請理由につきましては、太陽光発電施設建設による賃借権の設定となっております。平成27年5月20日ごろ、太陽光発電施設を建設してしまい、農地転用を行っていなかったため、今回申請するものでございます。

申請地の農地区分につきましては、都市計画法に定められている用途地域、第一種の住居地域であるため、第三種農地と判断しており、原則許可になります。

資力及び信用力、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、既に事業が完了しております。

計画面積の妥当性につきましては、太陽光発電施設建設に伴うパネル252枚であり、適当と判断しています。

転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、周辺には農地はないこと、既に事業が完了し、現在も使用中であることということで、特別に問題はないということでございます。

以上、受付番号13番の説明を終わらせていただきます。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました。補足説明を農業委員6番の濱崎委員にお伺いいたします。

濱崎委員

6番の濱崎です。

現在は工事は完了していて、周りにも農地はありませんので、問題はないかと思えます。以上です。

濱北会長

ありがとうございました。

磯川推進委員

続きまして、担当推進委員の磯川推進委員に御意見をお伺いします。推進委員の磯川です。

今、濱崎委員が言われたとおりで、支障はないと思えますが、ちょっと質問ですが、この畑の西隣にも太陽光パネルがありまして、一応、この地目では畑になっているんですね。これ、大体、同じ時期に開発されたかなと思えます。

事務局

済みません、許可とっております。

磯川推進委員 濱北会長	わかりました。支障ないと思います。 ありがとうございました。事務局と担当委員、担当推進委員の説明がありましたけど、この件について何か質問等がございますか。
土山委員	3番の土山です。既にパネルが252枚設置されているということですが、これはどこから入るとですかね。ここは道路になるとかな。
磯川推進委員	多分ですね、私の想像ばってんが、この宅地から入って工事しよんなったんですよ。
土山委員 磯川推進委員	ああ、ここの宅地の中ば通って。 ここがあいっとつですよ。宅地で、東側が通路のごと広うして通られるわけですよ、宅地の中ば通って。前に道路があるでしょう、北側に。そこから入ってから。あとは入られんですもん、どこも。
土山委員 濱北会長 増岡委員	わかりました。 ほかにありませんか。 簡単な疑問なんですけど、過去にそういうふうに移用しなくて、太陽光の工事とかをして、後から始末書という。あまりないんでしょうけど、そういうことは、した者勝ちなんですかね。業者はあれですけど、もうちょっと厳しく、事前にするように徹底していただいて、それから、順序を経るようにしないと、何のための農業委員会なのかがわかりません。そして、太陽光発電がもうかるから投資する人も多いでしょうけど、やはりそういうところは、手順を踏むようにしっかりとっていただきたいと思います。不正が続くような、始末書を出せば済むみたいな感じがどうございます。
事務局	実際は、二、三年前に申請を出そうとしていたみたいですが。ただ、申請書をつくる段階で頓挫しとって、建てちゃったというところ。なので、今回新たにお問い合わせをしたところ、申請頂いたところです。
嶋田委員	7番、嶋田です。 これ、農地やったですよ。農地が今度は雑種地になるわけですかね。
事務局 嶋田委員	そうなりますね。 これ、雑種地に変わったときには、町のほうは税金をかけてくるわけですよ。
事務局 嶋田委員 事務局 嶋田委員 事務局 嶋田委員 事務局 嶋田委員	はい。 すると、その前に設置しとる分は税金はかかるとらんわけですよ。かかってます。 かかるとるわけですか。 税務課が現況を見て、もし事前が変わってればかけます。 かける？ かけます。 もしそこがわからずにそのままきて、地が雑種地になって税金も払わんとでけんごつなるんじゃないですか。

事務局	はい。
嶋田委員	わかりました。そういうこつですね。税金がかかってくるわけですね。
嶋田委員	税金がかかってくるとは、前もって、さかのぼっては取りきらんもんね。
事務局	5年はさかのぼれます。
嶋田委員	5年間はさかのぼれると？
事務局	実際しているかどうかは、済みません、わかりませんが。ただ、税務課も写真とかいろんところでわかった時点で現況主義で上げます。
嶋田委員	そこはもう農業委員は関係なかったことですよ。
事務局	なので、逆にちゃんとこうやって出してくれたことに、まずちょっとそこかなと。あとは、実際、審議して、先月の案件もあったけど、着工せんかった場合ってありますよね。だから、税務課にもこの議案というのは毎回情報提供しているんですよ。こうやって許可が出る、もちろん最終決定は県知事の許可がおきて初めてなんですけど、その時点で農地からは一応外れるので、その時点で、例えば家ば建ててなかったり、そういうときもありますよね。それでも、宅地介在畑とか宅地介在田という宅地に近いような意味を持つ土地ということで、その時点で税は少し上がります。それは税務課はしています。だけん、許可をとって、建ててなくても、ちょっと高くなる。実際できて、ほんとうの宅地の課税がかかるという形になります。
濱北会長	ほかにありませんか。
濱北会長	—ありません の声有—
濱北会長	ほかになければ、農業委員の方の賛成の挙手をお願いします。
事務局	—賛成者挙手— ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号13番は原案どおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。 次に進みます。18ページです。 議案第19号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。 議案第19号、農用地利用集積計画（案）が定められましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めるものです。 今回の申請につきましては、19ページが総括表となり、平成30年の期間ごとの総括になります。 次の20ページが今回の借り手の一覧で、現在の耕作面積に今回の利用権設定面積を合わせまして、今後の経営面積ということになります。 詳細につきましては、21ページ、期間借地1件、1筆、1,675㎡となっております。

濱北会長

続いて、22ページからが所有権移転になります。

22ページから24ページが買い手の一覧になります。

筆ごとの詳細につきましては、25ページから27ページです。所有権移転9件、74筆、5万9,478㎡となっております。

なお、1番から8番までは第二腹赤圃場整備事業での従前地売買に伴います買い手への所有権移転ということになってございます。

以上、議案第19号の説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。今、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。

—ありません の声有—

濱北会長

それでは、農業委員の方の賛成の挙手をお願いします。

—賛成者挙手—

濱北会長

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第19号は原案どおり決定をいたします。

次に進みます。最後になります。28ページです。

事務局

議案第20号「長洲町農業振興地域促進協議会委員の推薦について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

議案第20号、長洲町農業振興地域整備促進協議会条例第3条第2項第1号の規定に基づき、農業委員会へ推薦依頼がありましたので、農業委員会より協議会委員を3名推薦する必要があります。

長洲町農業振興地域整備促進協議会は、町長の諮問に応じ、農業振興地域整備計画の策定及び変更、整備計画に基づく事業の実施に関することなど、農業振興地域の整備に関することについて調査及び審議を行います。

農業振興地域について、簡単ではありますが、少し御説明をいたします。

まず、農業振興地域とは、都道府県が農業振興地域整備基本方針に基づき、一体として農業の振興を図ることが相当な地域で、一定の要件を備えるものを、市町村と協議の上、農業振興地域として設定します。

長洲町では、都市計画法による用途地域以外の地域全てが農業振興地域に指定されています。

農業振興地域内において市町村の今後おおむね10年以上にわたり農業上の利用を確保すべきとし、農業外の土地利用の規制がされる区域として農用地区域を設定します。これが俗に言う青地で、農業を行うための土地、転用ができないといった規制になります。

長洲町農業振興地域整備促進協議会は、さきに説明しましたとおり、農業振興地域整備計画の策定や変更、農用地区域の編入、除外などを審議することとなり、農業委員会、農業協同組合、農業共済組合、土地改良区の代表と学識経験を有する者で構成をされています。

	<p>今回、長洲町より協議会委員の推薦依頼がありましたので、3名の委員の推薦を御審議いただきたいと思います。</p> <p>少し説明が長くなりましたが、以上で議案第20号の説明を終わらせていただきます。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました。この件について、何か御意見、御質問等はございませんか。</p>
中嶋委員 事務局	<p>これ、10人から3人出すちゅうことですか。農業委員の10人から。少し補足で、大体8名でいろいろ長洲町の農振地域のことについて話し合う協議会なんですけれども、今度、任期満了に伴って、委員の改選というところで、農業委員の割合がこの中から3名となっておりますので、今回お願いするということです</p>
中嶋委員 濱北会長	<p>案か何かあつとですかね。</p> <p>いえ、だから、推薦を誰かする人がいらっしゃればと思いましたが、誰か。3名です。</p>
中嶋委員 濱北会長	<p>議長一任でよかですよ。</p> <p>よかですか。</p> <p>—ありません の声有—</p>
濱北会長	<p>そしたら、私から推薦させていただきます。新しくなられました島川委員と中嶋委員、それと私が私を推薦するとおかしいですけど、私が3人推薦させていただきます。よろしいでしょうか。</p> <p>—ありません の声有—</p>
濱北会長	<p>ありがとうございます。それでは、私と中嶋委員と島川委員と推薦することになりましたけど、賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>—賛成者挙手—</p>
濱北会長	<p>ありがとうございます。三人とも頑張ります。よろしく願いします。</p> <p>長谷川補佐に聞きますけど、前々回は10人おったんですけど、前回8人になった理由というか。</p>
長谷川補佐 濱北会長 事務局	<p>済みません、メンバーはそのまま……。</p> <p>ということは、今回は8人でいいということね。</p> <p>多分、前回と同じです。</p>
濱北会長 事務局	<p>いやいや、前々回は10人だった、そして前回は8人です。</p> <p>菰屋土地改良区があつたけんですね。土地改良区が二つ。長洲の場合は、玉名土地改良区と菰屋土地改良区があるので、土地改良区から代表二人ということで。菰屋土地改良区は解散したので。</p>
濱北会長 事務局 濱北会長 事務局	<p>共済から一人やんな。</p> <p>共済は一人、はい……。</p> <p>土地改良から一人。</p> <p>はい。農協から一人。</p>

濱北会長
事務局
濱北会長

学識経験者が二人？

はい。

それでは、議案第20号は原案どおり決定をいたします。ありがとうございました。

これで本日の提出議案は終わりましたが、委員、推進委員の皆さんから何か御意見、御質問等はないですか。

土山委員

先月の28日に県立劇場で推進大会があったたいね。あれば聞きよったら、何ちゅうかな、荒廃農地減少のために、諫早とかの発表もありよったばってんね、非農地化が出てきたたいね、非農地化。長洲も非農地化の話あつとったやんね、非農地化をやりましよう。それで、どかんなつとるかね。

事務局
土山委員
事務局

準備して、少しずつ……。

5年で終わる？

1回形をつくって行って、どんな感じかなとは思いますが。全部が全部は多分、今回調査してもらっているじゃないですか。あの中でいろいろな登記簿とかとってみてる中で、いろんな、仮登記とか住所変更とかも、ここに誰が住んでるとかわからないのもあるので、その中から簡単などころからでも少しずつ、1度は地域分けしましたけど、少しずつですね。

土山委員
事務局

それでね、地域分けせずにでくるところから……。

せずにできるところからがよかったなと思っています。だけん、今、それを取りまとめているところです。今回の新たな調査も含めてですね。

土山委員

早急にお願いします。それから、Bじゃなくて、A農地やろう、結局、影をうっているところは、水路が埋まるところは。その地権者には通知はしよると？

事務局
土山委員
事務局

活用の意向調査はしています。

いや、改善してくれとか地主に言いよるわけ？ 地主がおらんの？

地主がおらんのもありますけどね。だけん、どうしますかっていうまず意向の問題ですね。

濱北会長

うちあたりも少しはそうだけど、地元におらっさんで。おらんときはまたどがんしていいかわからん。

事務局

一応、所有者に対して、管理ばしよるであろう人に通知ば出したりしているんですけどね。

濱北会長

ほかに推進委員の方は何か御意見ないですか。

—ありません— の声有—

濱北会長

なければ、事務局のほうから何か報告事項か何かありますか。

(その他事務局説明)

1. 農地利用状況調査について

濱北会長

これをもちまして、平成30年度第6回長洲町農業委員会定例会を閉
会いたします。

事務局

起立。礼。

閉会（終了 午前10時50分）

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長 印

署名委員 印

署名委員 印